3　申請者が、令第二十三条の三の七第一項第五号又は第二項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、当該申請者は、第一項の申請書にその旨を証する書類を添付しなければならない。

［4～6　略］

（高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等）

第百十条の八　［略］

2　組合は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書を申請者に交付しなければならない。ただし、前条第二項に規定する場合又は第五項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

［一～六　略］

［3・4　略］

5　第一項の申請書は、同項第三号に掲げる医療保険者を経由して提出することができる。

（傷病手当金）

第百十三条　法第六十八条の規定により傷病手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した傷病手当金請求書にその事実を証明する書類を添えて、組合に提出しなければならない。

［一～十二　略］

［2　略］

（三歳に満たない子を養育する組合員等の給付算定基礎額の計算の特例を受ける場合の申出等）

第百三十一条　法第七十九条第一項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出することによつて行うものとする。

［一～四　略］

五　子の氏名、生年月日及び個人番号

［六　略］

［2・3　略］

（組合が特定個人情報の提供を受けることができるときの添付書類の特例）

第百九十条　第四章の規定によつて組合に提出すべき書類に添えなければならない書類について、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

附　則

（改正前地共済法による職域加算額に係る支払未済の給付）

第二十五条　改正前地共済法第四十七条第一項の規定により改正前地共済法による職域加算額の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

［一　略］

一の二　請求者の個人番号

［二～七　略］

［2・3　略］

3　申請者が、令第二十三条の三の七第一項第五号又は第二項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、当該申請者は、第一項の申請書にその旨を証する書類を添付しなければならない。ただし、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

［4～6　同上］

（高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等）

第百十条の八　［同上］

2　組合は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書を申請者に交付しなければならない。ただし、前条第二項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

［一～六　同上］

［3・4　同上］

［新設］

（傷病手当金）

第百十三条　法第六十八条の規定により傷病手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した傷病手当金請求書にその事実を証明する書類を添えて、組合に提出しなければならない。ただし、第六号に掲げる事実を証明する書類については、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

［一～十二　同上］

［2　同上］

（三歳に満たない子を養育する組合員等の給付算定基礎額の計算の特例を受ける場合の申出等）

第百三十一条　法第七十九条第一項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出することによつて行うものとする。

［一～四　同上］

五　子の氏名及び生年月日

［六　同上］

［2・3　同上］

［新設］

附　則

（改正前地共済法による職域加算額に係る支払未済の給付）

第二十五条　改正前地共済法第四十七条第一項の規定により改正前地共済法による職域加算額の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

［一　同上］

［新設］

［二～七　同上］

［2・3　同上］